

# 「深ナビ\*ネットショッピング」の出品に関する協定書

深川市が設置する、深ナビ\*ネットショッピング（以下「ネットショッピング」という）の運営管理者(株)深川振興公社（以下「甲」という）と出品者\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、ネットショッピングの出品について、次の通り協定（以下「本協定」という）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲の運営するネットショッピングに乙が出品し、購入者に対して商品を提供する場合の甲と乙の関係について定めるものとする。

## （協定の対象）

第2条 甲が乙に提供するネットショッピングの機能は、次の通りとする。

- （1）購入者が利用できる商品検索機能
- （2）購入者からの乙に対する商品等の申込情報の転送
- （3）ネットショッピングを利用した購入者のデータベースでの管理
- （4）その他、情報の提供

## （出品する商品）

第3条 ネットショッピングに出品する商品は、地域の事業者が生産・製造した物産品や加工品とし、出品するに当たって、乙は、発送を代行する甲に速やかに商品の引渡しをできる体制が整っているものとする。

2. 前項による商品には、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。

- （1）違法であるもの
- （2）生命、または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
- （3）通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
- （4）事実誤認を生じさせるもの、または虚偽であるもの
- （5）他のショップ、購入者その他第三者の著作権、商標権、意匠権、および特許権等知的財産権を侵害するもの
- （6）その他公序良俗に反するもの、または利用者に提供する商品として不相当であると甲が判断するもの

## （ネットショッピングの使用）

第4条 乙は、ネットショッピングを本協定の目的の範囲内であつ、本協定に違反しない範囲で使用することができるものとする。

2. 乙は、別途甲から使用を許諾されたプログラム、ソフトウェア等の利用を甲の事前の書面による承諾なく第三者に許諾してはならず、それらの権利を第三者に譲渡し、担保に供し、または処分してはならないものとする。

3. 本協定は、本条第1項の場合を除き、甲が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権、およびその他の知的財産権に関する利用、もしくは使用の権利を乙に許諾するものではない。

### (出品者の義務)

第5条 乙は、購入者から商品の購入申し込みを受け付けるにあたっては、提供する商品の内容、提供価格、商品引渡期日、その他の提供条件を明確に購入者に示すものとし、購入者に錯誤を生じさせてはならないものとする。

### (禁止事項)

第6条 乙は、ネットショッピングを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。

- (1) 有害なコンピュータプログラムなどを送信、または書き込む行為
- (2) その他法令に違反し、または違反するおそれのある行為

2. 甲は、乙が前項各号に該当する行為を行っているか、または当該行為を行うおそれがあると判断した場合、また第3条第2項に抵触すると合理的に判断したときは、乙に事前の通知をすることなく、ネットショッピング内に掲載されているコンテンツの全部、もしくは一部を削除し、または商品全部、もしくは一部の提供を停止させることのできるものとする。

※ (コンテンツ=ネットショッピング内に登録されている商品内容を含む情報全般)

### (ネットショッピング運営者の義務)

第7条 甲は、ネットショッピングを本協定の各条項の定めに従い、乙の使用に供するものとする。

ただし、甲は、乙に対してネットショッピングを使用するために必要なコンピュータ、通信機器、その他の機器を提供するものではない。

2. 乙がネットショッピングを利用してコンテンツの登録・更新・削除を行う場合に要する通信費等の費用は、すべて乙の負担とする。
3. 甲は、次の各号の何れかに該当する場合には、乙に事前に通知することなく、一時的にネットショッピングの使用の一部、または全部を中断・変更することができるものとする。
  - (1) ネットショッピングの保守点検を定期的、または緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電などによりネットショッピングの運営ができなくなった場合
  - (3) その他、甲が一時的な中断を必要と判断した場合

### (責任・保証)

第8条 乙は、ネットショッピングにおいて商品を購入者に対して提供（一部、配送を含む）した場合、乙の責任において商品を提供し、コンテンツの内容全体について責任を負うものとする。

2. 甲は、ネットショッピングにおいて乙が提供した商品に対して乙より購入者への配送を代行するとともに、その料金を回収することについて責任を負うものとし、乙より託された商品について、運送業者に引き渡される間において当該商品を誠実に扱い、責任を負うものとする。

3. 乙が購入者に提供する商品の品質については、すべて乙が責任を負担するものとする。
4. 甲は、回線、または乙の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等ネットショッピングの運営障害について責を負わないものとする。

#### (出品者と購入者との関係)

第9条 乙は、購入者に対して提供した商品の品質不良、暇疵、運送中の破損、数量不足、品違い、その他提供した商品に関し、購入者から直接、あるいは甲を介してクレームを受け、または購入者との紛争が生じた場合、直ちに甲に対しその旨通知し、当該クレームについては、遅滞なくこれを解決し、その解決につき報告するものとする。

そのクレーム、紛争の内容により、甲から商品の変更、提供方法、運送方法等について改善の申し入れを受けたときは、乙は、これによる改善を行うものとする。

2. 乙は、前項のクレーム、紛争に際して購入者から商品の返品申し出があった場合には、速やかにこれに応じて適切な処置をとるものとし、これに係る代品の手当、発送、返品の受理と返送料の負担を負うものとする。
3. 乙が購入者に対して提供した商品が品質不良、暇疵、運送中の破損、数量不足、品違いなどに依らず乙の責任が無き場合にあっては受け取りを拒否された場合、または1週間受け取られず運送業者から返送された場合は、理由の如何を問わず乙は、その提供した商品を引き取るものとし、甲は、これを補償しない。  
ただし、返送に係る送料については、甲が負担するものとする。

#### (商品取扱手数料)

第10条 乙は、ネットショッピングで売買が成立したとき、商品取扱手数料（以下「手数料」という）として商品価格の20%を甲に支払うものとする。

#### (決済方法)

第11条 甲は、購入者から回収した当月分の代金から、前条の手数料を控除した額を翌月10日に、乙の指定する金融機関の口座（振込手数料は乙の負担）へ、振込むものとする。

#### (有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、平成20年1月15日から平成20年3月31日までとし、期間満了の1カ月前までに甲・乙いずれかが書面による更新拒絶の意思表示をしない限り、本協定は、同一条件にてさらに1年間を延長するものとし、以後も同様とする。

#### (協定の変更)

第13条 本協定に定める事項を変更する場合は、甲・乙両者が誠意をもって協議し、書面にて定めるものとする。

#### (権利譲渡の禁止)

第14条 甲、および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本協定に関する協定上の地位、並びに個々の債権の全部、または一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

### (機密保持)

第15条 甲、および乙は、本協定に関連して相手方から開示を受けた相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。

2. 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。

- (1) 開示のときに、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
- (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 裁判所からの命令、またはこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示を要求される情報

3. 本条の効力は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

### (賠償責任)

第16条 乙は、本協定に違反することにより、また、コンテンツをネットショッピングに登録、更新、削除等を行うことに関して、甲に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

2. 乙は、本協定に違反することにより、またはコンテンツをネットショッピングに登録、更新、削除等を行うことに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、乙の責任で解決するものとし、甲に損害を与えないものとする。

3. 甲は、ネットショッピングの変更、中止、中断、およびコンテンツをネットショッピングに登録、更新、削除等を行うことに関して、乙が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとする。

### (中途解約)

第17条 甲は、本協定期間中といえどもネットショッピングの運営を継続することが困難とする事情が生じたと判断した場合、3カ月以上の予告期間を設けて、本協定を解約することができるものとする。

### (解除)

第18条 甲、および乙は、相手方が本協定の条項の一に違反し、書面により30日以上期間を定めた催告を行った後なお当該違反が是正されないときは、ただちに本協定を解除できるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、甲、および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告をすることなく本協定を解除することができるものとする。

- (1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他これに準ずる処分を受け、会社整理開始、会社更正手続きの開始、破産、もしくは競売の申し立てを受け、または自ら整理、和議、会社更正手続きの開始、もしくは破産の申し立てをしたとき

- (2) 自ら振り出し、または引き受けた手形や小切手につき、不渡り処分を受ける等、支払い停止状態に至ったとき
- (3) 前2号のほか、その財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じた時
- (4) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき

**(協定終了時の措置)**

第19条 乙は、本協定終了時において、本協定に基づき甲から引き渡されたもの（複製を含む）すべてを返還、ないし廃棄するものとする。

**(協議)**

第20条 本協定に定めのない事項および本協定の各条項について疑義が生じた場合、甲・乙両者が誠意をもって協議し解決するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成20年 1月15日

甲 深川市2条17番17号  
株式会社 深川振興公社  
代表取締役 山下 貴史

乙